

八王子市の中核市移行 に関する取組

- 東京初の中核市へ 八王子が変わります！ -

**平成25年9月
八王子市**

目 次

中核市移行の基本理念	-----	1
1 地方分権の進展	-----	2
(1) 分権改革の歩み		
(2) 本市の地方分権の取組状況		
2 大都市制度	-----	4
(1) 大都市制度とは		
(2) 指定都市とは		
(3) 中核市とは		
3 本市が中核市を目指す理由	-----	9
(1) 分権改革に取り組む環境の変化		
(2) 移譲される事務権限		
(3) 移行による効果		
4 本市のこれまでの取組	-----	14
(1) 東京都との協議		
(2) 総務省との事前調整		
(3) 中核市移行調査特別委員会		
(4) 庁内の取組		
(5) 市民への周知		
5 本市の今後の取組	-----	19
(1) 条例の整備		
(2) 審議会等の設置		
(3) 円滑な引継ぎにむけて		
(4) 今後の手続		

中核市移行の基本理念

本市は、人口 58 万人を擁し、大学や先端技術産業の集積、豊かな自然環境、そして歴史・文化など多様な資源を有しており、その恵まれた地域資源を活かし、「職・住・学・遊」が近接した首都西部の一大拠点都市を目指してまちづくりを進めているところです。また、この十年余にわたる不断の行財政改革により職員数の大幅減や市債残高の削減など、安定した行財政基盤の確立に向けて成果を上げて参りました。さらに、保健所政令市移行をはじめ積極的に事務権限の移譲を受け、行政能力の向上に努めてきたところであり、こうした実績から本市は、多摩地域の中核的な役割を担うに相応しい能力を備えているものと自負しております。

また、加速する地方分権の流れの中、地方の裁量は一層拡大しており、今まさに基礎自治体の行政能力が問われています。本市が行政裁量の拡大を図り、市民意思の着実な実現を目指していくことは、多摩地域最大の規模をもち、その中核的役割を担う本市としての使命であると考えています。そのため、積極的に権限の移譲を求め、本市自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践する先駆的な存在として、姿勢を明確に示していく必要があります。

本市は、その手段として「中核市制度」を活用し、分権時代をリードする自治体としての基盤を整えていきたいと考えております。新たな権限を活かして地域の実情に合った、より質の高いサービスを提供することは、何よりも 58 万市民の期待に応えるものであり、中核市への移行についても、市民が誇りと愛着の持てる地域社会を構築するために欠かせないものと確信しています。「中核市」移行を実現し、その事務権限を最大限に活用していくことにより、「多摩のリーディングシティ」として、豊かな資源を活かした独自性・創造性を発揮したまちづくりを目指して参る所存です。

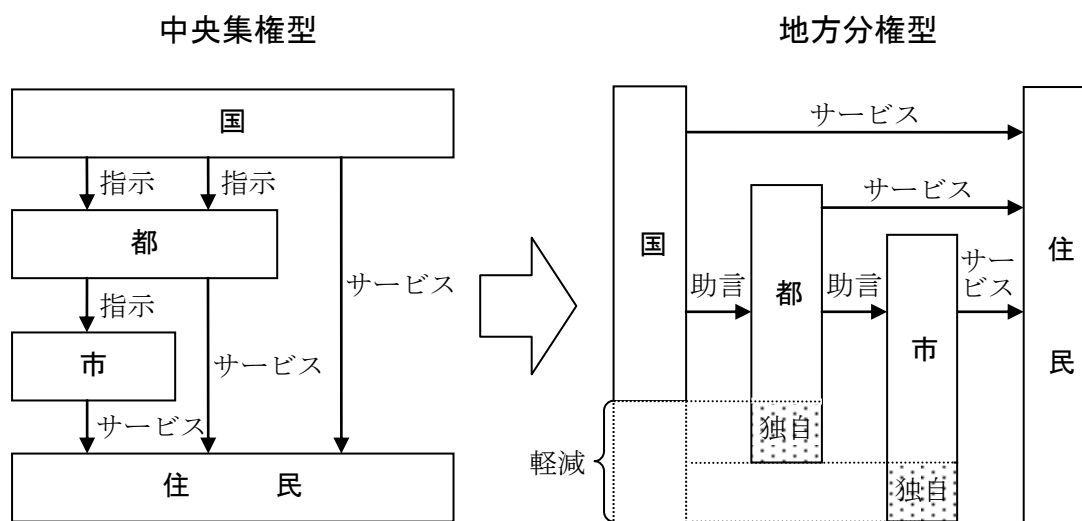
平成 24 年 8 月 8 日第 1 回「八王子市の中核市移行に関する都・市協議会」で表明

1 地方分権の進展

(1) 分権改革の歩み

我が国では、国が政策を決めて、地方自治体がそれを担い仕事を進める「中央集権型」社会が長く続いていました。しかし、地域社会を取り巻く情勢が大きく変わり、それまでのような中央集権的な仕組みでは、個別の課題を解決していくことが困難になってきました。

そこで、国と地方の役割分担を進め、国は外交や防衛などの国でなければ果たせない役割を担い、住民に身近な行政はできる限り地方に委ねることで、地方自治体による地域の実情に応じたきめ細かな対応が実現できるよう、今まで国に集中していた財源や権限を地方に分ける「地方分権」の推進が図られることになりました。



ア 第一次分権改革（平成5～12年）

平成5年6月の国会において「地方分権の推進に関する決議」がなされたことで分権改革の取組が始まり、平成7年5月には「地方分権推進法」が成立しました。

その後、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、機関委任事務の廃止や国の関与の見直しなどが実現し、国と地方との関係が、法制度上「上下・主従」から「対等・協力」に変わり、自治体の決定権が拡充されました。しかし、地方税財源の配分に関する問題が課題として残る結果となりました。

イ 三位一体改革（平成16～18年）

第一次分権改革で残された課題の解決を目指し、「国庫補助負担金改革」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」が行われました。これにより、地方にできることは地方にという理念の下、国の関与が縮小し、地方の権限・責任の拡大により、地方分権が一層推進されることとなりました。

ウ 第二次分権改革（平成18年～）

第二次分権改革では、義務付け枠付けの見直し、条例制定権の拡大、国と地方の協議の場の法制化を盛り込んだ「地方分権推進計画」に基づき法整備が進みました。

第一次一括法から第三次一括法により、義務付け枠付けの見直しと条例制定権の拡大、基礎自治体への権限移譲について法律が整備され、これまで法令により全国画一的に定められていた事項が市町村の条例に委任され、国や都が行っていた事務をより市民に身近な自治体である市町村が行うことにより、地域の実情や市民ニーズを反映した行政運営ができるようになりました。

(2) 本市の地方分権の取組状況

本市は、平成6年の中核市制度の創設時点から制度について研究に着手し、平成10年4月には「中核市移行に関する都・市協議会」を設置し、東京都と協議を行いました。

しかし、移譲される権限に見合った財源の保障がなかったため、移行を見送る結果となりました。

ただし、この間、地方分権の進展に応じ、平成19年4月に都内初となる保健所政令市へ移行して都から保健所の移管を受けたほか、平成23年4月には景観行政団体に移行し、景観法に関する事務を行っています。

これら権限の移譲により、例えば「八王子市墓地等の経営の許可等に関する条例」を制定した際、墓地の設置場所について法人の事務所から概ね5km以内とするなど厳しい基準を設定したことなどにより、地域住民が望む住環境の確保につなげることができました。

2 大都市制度

(1) 大都市制度とは

地方自治法では、それぞれの都市の規模に応じて、一般の市町村とは異なる指定都市、中核市、特例市の三種類の特例（大都市制度）を定めています。

《大都市制度の比較》

区分	指定都市	中核市	特例市
要件	人口 50 万人以上	人口 30 万人以上	人口 20 万人以上
事務配分の特例	<p style="text-align: center;">指定都市</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画等に関する事務 ・区域区分に関する都市計画決定 ・指定区間外の国道、県道の管理 ・指定区間の一級河川、二級河川(いずれも一部)の管理 ◆福祉に関する事務 ・児童相談所の設置 ◆教育に関する事務 ・県費負担教職員の任免、給与の決定 	<p style="text-align: center;">中核市</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画等に関する事務 ・屋外広告物の制限 ◆廃棄物に関する事務 ・一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置許可 ◆福祉に関する事務 ・保育所の設置の認可 ・特別養護老人ホームの設置の認可・監督 ・介護サービス事業者の指定 ◆教育に関する事務 ・県費負担教職員の研修 ◆保健衛生に関する事務 ・保健所の設置 	<p style="text-align: center;">特例市</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆都市計画等に関する事務 ・市街化区域又は市街化調整区域内の開発行為の許可 ◆環境保全に関する事務 ・一般粉じん発生施設の設置届出の受理 ・汚水又は廃液を排出する特定施設の設置届出の受理 ◆その他の事務 ・計量法に基づく勧告、定期検査
関与の特例	知事の承認、許可、認可等の関与を要している事務について、その関与をなくし、又は知事の関与に代えて直接各大臣の関与を要することとする。	福祉に関する事務に限って政令指定都市と同様に関与の特例が設けられている。	なし
財政上の特例	<ul style="list-style-type: none"> ◆地方揮発油譲与税の増額 ◆宝くじの発売 ◆地方交付税の算定上の所要の措置(基準財政需要額の算定における補正) 	◆地方交付税の算定上の所要の措置(基準財政需要額の算定における補正)	
組織上の特例	<ul style="list-style-type: none"> ◆区の設定 ◆区選挙管理委員会の設置等 	なし	
決定の手続	◆政令で指定	<ul style="list-style-type: none"> ◆市からの申出に基づき、政令で指定 ◆市は申出に当たっては市議会の議決及び都道府県の同意が必要 ◆都道府県が同意する場合には議会の議決が必要 	

総務省ホームページ「指定都市・中核市・特例市の主な事務」を基に作成

(2) 指定都市とは

指定都市制度は、昭和 31 年に始まりました。まず、戦前からの五大都市（横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市）が指定され、その後、北九州市、札幌市などの人口 100 万以上又は近い将来人口 100 万人を超える見込みの 80 万人以上の 8 市が指定されました。

指定の要件について、法律上は人口 50 万人以上とされています。しかし、国は「立法の経緯、特例を設けた趣旨から、人口その他の都市としての規模、行財政能力等において既存の指定都市と同等の実態を有するとみられる都市」として概ね 80 万人の人口規模との見解を示しています。一方政府は、市町村合併を進めるため、合併を行った自治体に対する基準を緩和しました。

その結果、人口 80 万人に満たなかった静岡市、熊本市などに対象が拡大し、現在までに 20 の都市が指定を受けることとなり、その居住人口（約 2,700 万人）は全人口の約 2 割を占めています。

《指定都市一覧》

指 定 都 市		
1. 札幌市 (191 万)	<u>8. 新潟市 (81 万)</u>	15. 神戸市 (154 万)
2. 仙台市 (104 万)	<u>9. 静岡市 (71 万)</u>	<u>16. 岡山市 (70 万)</u>
3. さいたま市 (122 万)	<u>10. 浜松市 (80 万)</u>	17. 広島市 (117 万)
4. 千葉市 (96 万)	11. 名古屋市 (226 万)	18. 北九州市 (97 万)
5. 川崎市 (142 万)	12. 京都市 (147 万)	19. 福岡市 (146 万)
6. 横浜市 (368 万)	13. 大阪市 (266 万)	<u>20. 熊本市 (73 万)</u>
<u>7. 相模原市 (71 万)</u>	<u>14. 堺市 (84 万)</u>	

備考

- ・ () は平成 22 年国勢調査人口 (1 万人未満切捨て)
- ・ 下線は中核市から指定都市へ移行した市 < 7 市 >

(3) 中核市とは

中核市は、政令で指定する人口 30 万人以上の都市です。

平成 5 年に第 23 次地方制度調査会が行った「広域連合及び中核市に関する答申」において、市町村の規模、能力、態様等が千差万別であること及び地域の発展状況も様々であることを考慮すると、市町村の規模能力に応じた事務配分を進めていくことが適当であると考えられました。そして、このような観点から、社会的実態としての規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政の充実に資するため、中核市制度の創設が適当とされました。この答申を受けて、平成 6 年に中核市制度が創設されました。

ア 指定要件

《指定要件の変遷》

年	人 口	面 積	昼夜間人口比率
平成 7 年	30 万人以上	面積 100 km ² 以上	100 超 (人口 50 万人未満の場合)
平成 12 年	30 万人以上	面積 100 km ² 以上	廃止
平成 14 年	30 万人以上	面積 100 km ² 以上 (人口 50 万人未満の場合)	—
平成 18 年	30 万人以上	廃 止	—

総務省ホームページ「中核市要件の変遷」を基に作成

なお、第 30 次地方制度調査会では、第二次一括法等により一般市への事務の移譲が進展したことを踏まえ、特例市に対してさらなる事務の移譲が必要として、中核市制度の見直しが検討されました。その結果、平成 25 年 6 月に、人口 20 万人以上であれば、保健所を設置することにより中核市になるという形で、中核市と特例市の両制度を統合することにより、一層の事務の移譲を可能とすべきとの答申を行いました。国は答申を受け、地方自治法の改正を検討し、来年の国会に法案を提出する方針としています。

イ 権限の移譲と財源

地方自治法では、中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務以外の事務を処理することとしています。

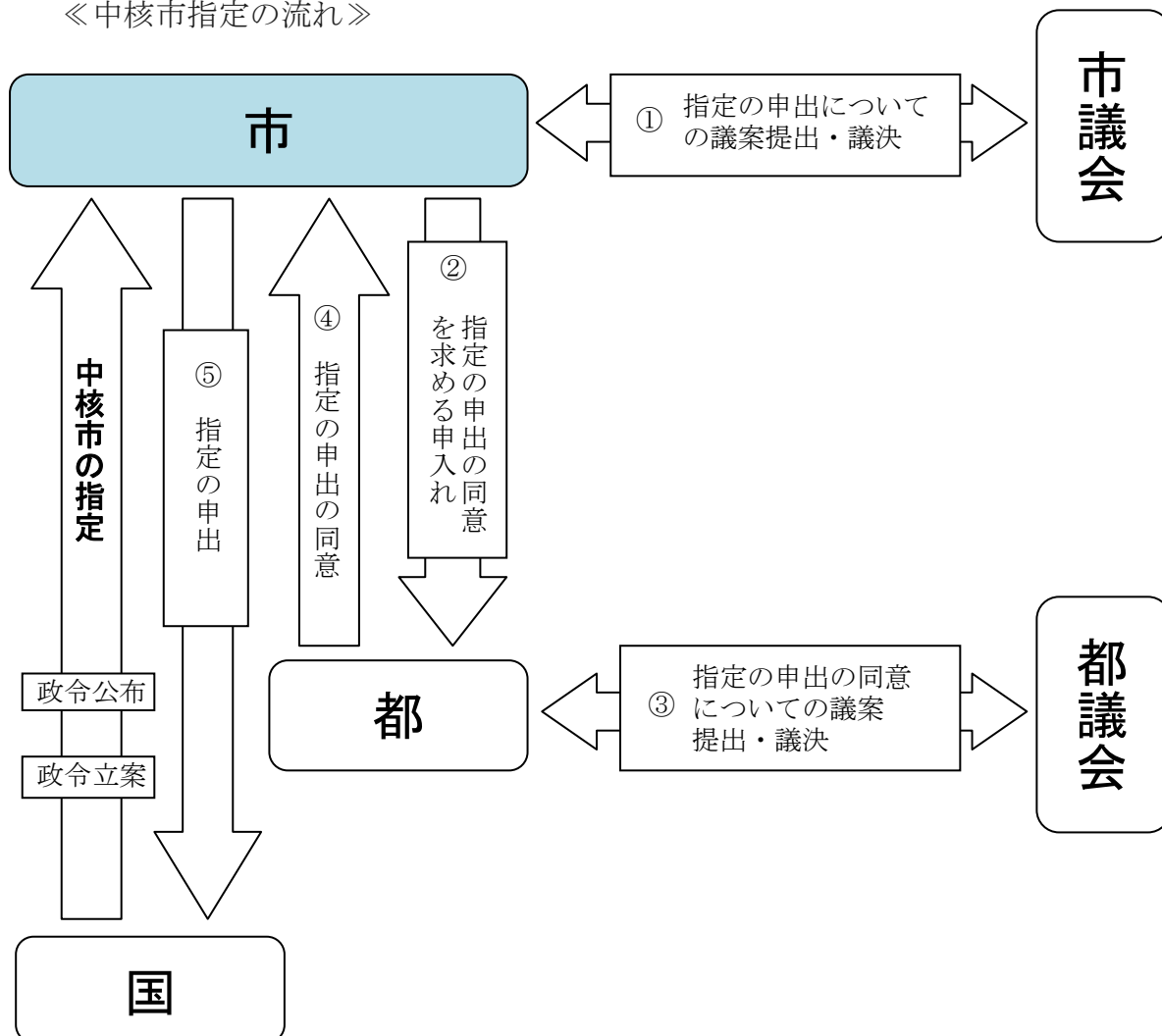
例えば、保育所の設置の認可や介護サービス事業者の指定など福祉分野を中心に都市計画、環境、保健衛生、教育分野の多くの事務権限が都道府県から中核市に移譲されます。

これらの事務処理を行うために必要な財源は、地方交付税で措置されます。

ウ 指定の手続

中核市指定の手続については、地方自治法第252条の24の規定により、下図のような流れによって行われます。

《中核市指定の流れ》



エ 指定の状況

中核市は、平成8年4月に宇都宮市、浜松市など12市が指定されて以降、要件が緩和されるとともに増加しています。これまで49市が中核市の指定を受け、そのうち7市が指定都市へ移行しているため、平成25年9月現在は42市となっています。

《中核市一覧》

中 核 市		
1. 函館市 (27万)	<u>15. 富山市 (42万)</u>	<u>29. 奈良市 (36万)</u>
2. 旭川市 (34万)	<u>16. 金沢市 (46万)</u>	<u>30. 和歌山市 (37万)</u>
<u>3. 青森市 (29万)</u>	<u>17. 長野市 (38万)</u>	31. 倉敷市 (47万)
<u>4. 盛岡市 (29万)</u>	<u>18. 岐阜市 (41万)</u>	32. 福山市 (46万)
<u>5. 秋田市 (32万)</u>	19. 豊橋市 (37万)	33. 下関市 (28万)
6. 郡山市 (33万)	20. 岡崎市 (37万)	<u>34. 高松市 (41万)</u>
7. いわき市 (34万)	21. 豊田市 (42万)	<u>35. 松山市 (51万)</u>
<u>8. 宇都宮市 (51万)</u>	22. 大津市 (33万)	<u>36. 高知市 (34万)</u>
<u>9. 前橋市 (34万)</u>	23. 豊中市 (38万)	37. 久留米市 (30万)
10. 高崎市 (37万)	24. 高槻市 (35万)	<u>38. 長崎市 (44万)</u>
11. 川越市 (34万)	25. 東大阪市 (50万)	<u>39. 大分市 (47万)</u>
12. 船橋市 (60万)	26. 姫路市 (53万)	<u>40. 宮崎市 (40万)</u>
13. 柏市 (40万)	27. 尼崎市 (45万)	<u>41. 鹿児島市 (60万)</u>
14. 横須賀市 (41万)	28. 西宮市 (48万)	<u>42. 那覇市 (31万)</u>
中核市への移行を目指している市		
<u>1. 八王子市 (58万)</u>	<u>2. 四日市市 (30万)</u>	3. 吹田市 (35万)
4. 枚方市 (40万)	<u>5. 藤沢市 (40万)</u>	6. 越谷市 (32万)

備考

- ・ () は平成22年国勢調査人口 (1万人未満切捨て)
 なお、人口30万人未満の市は、指定時において人口要件を満たしていた。
- ・ 二重下線は県庁所在地
- ・ 下線は保健所政令市

3 本市が中核市を目指す理由

(1) 分権改革に取り組む環境の変化

本市の恵まれた地域資源を活かし、賑わいのある魅力あふれるまちづくりを進めていくためには、市の規模に見合った行政裁量を獲得することが欠かせません。

そのため、本市ではこれまで保健所政令市や景観行政団体への移行をはじめ、事務処理特例制度の活用など、可能な限り権限移譲に取り組んできました。

その結果、さらなる裁量を獲得する手段として大都市制度の活用が必要であるという認定に至りました。

また、国においても三位一体改革や第二次分権改革が進められたことにより、中核市に与えられる権限が増えるとともに、権限に見合った財源保障の見通しが立てられました。

そこで、自らの判断と責任に基づくまちづくりを実践するために、本市は改めて中核市移行を目指すこととしました。

(2) 移譲される事務権限

法令に基づき都道府県から中核市に移譲される事務の件数は、概ね 1,800 件です。しかし、本市は保健所政令市と景観行政団体への移行により、既に多くの事務が移譲されています。三位一体改革以前であれば、残された中核市の権限はほとんど裁量の余地のないものでしたが、第二次分権改革により、福祉の施設基準や設置の認可に関する条例制定権が中核市権限として移譲されたため、今回は、都からは 1,153 件の事務が移譲されることとなります。

《移譲される事務権限》

分野	主 な 事 務	項目数
民 生	児童福祉施設の設置の認可 地方社会福祉審議会の設置 身体障害者手帳の交付 特別養護老人ホームの設置の認可 母子福祉資金の貸付け	407
保 健 衛 生	規格が定められた食品、容器包装等の検査 犬及びねこの引取り	26
環 境	ばい煙発生施設の監視指導 産業廃棄物処理施設の設置の許可 ダイオキシン類による汚染状況の調査測定	258
都 市 計 画 ・ 建 設	広告物の表示又は掲出物件の設置の制限 土地区画整理組合の設立の認可 開発行為の許可 サービス付き高齢者向け住宅事業の登録	402
産 業 経 済	特定計量器の定期検査	41
文 教	都費負担教職員の研修 重要文化財の現状変更の一部の許可、埋蔵物が文化財であるかどうかの鑑査	12
そ の 他	公職選挙法に基づく身体障害者に対する書面での証明交付	7
計		1, 153

(3) 移行による効果

ア きめ細かな市民サービスの提供

本市が中核市に移行すると、これまで都が行っていた事務を市が直接行えるようになります。市が事務を行うにあたっては、市民の参画も得ながら基準をつくりますので、柔軟にきめ細かく対応したサービスを提供できるようになります。例えば、以下のような取組が挙げられます。

(ア) 地域の特徴を活かした景観形成

景観の大きな要素である屋外広告物の位置や色彩などの制限を行えるようになり、建築物の外観とともに一体的な景観づくりにつながります。

(イ) 子育てしやすいまち

保育所の設備や運営に関する基準を独自に設定することで、よりきめ細かな対応ができるようになり、良好な保育環境の確保やサービスの質的向上につながります。

(ウ) 高齢者にやさしいまち

特別養護老人ホームなどの施設の設備や運営に関する基準を独自に設定することで、よりきめ細かな対応ができ、高齢者へのサービスの質的向上につながります。

(エ) 安全・安心な廃棄物処理

市域内で事業を行う産業廃棄物収集運搬業などの許可や指導監督を行えるようになり、指導頻度を上げるなどきめ細かな対応ができ、市民の生活環境に配慮した適切な廃棄物処理につながります。

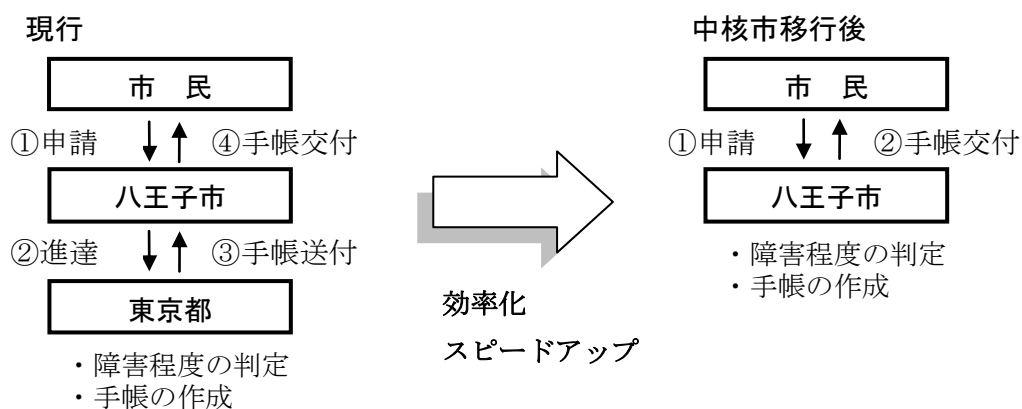
(オ) 自然環境と調和した安全で快適に暮らせる地域

市内の宅地開発行為の許可や指導を行えるようになり、地域・地形に配慮したきめ細かな指導・監督が可能になり、防災に強いまちづくりにつながります。

イ 行政サービスの効率化・スピードアップ

都が行っていた事務を市が行うことになるため、事務の効率化やスピードアップが図られます。例えば、身体障害者手帳の交付事務は、中核市に移行すると、申請受付から交付までのすべての事務を行うことになり、事務処理の流れが一元化されることから、交付までの期間が短縮されます。

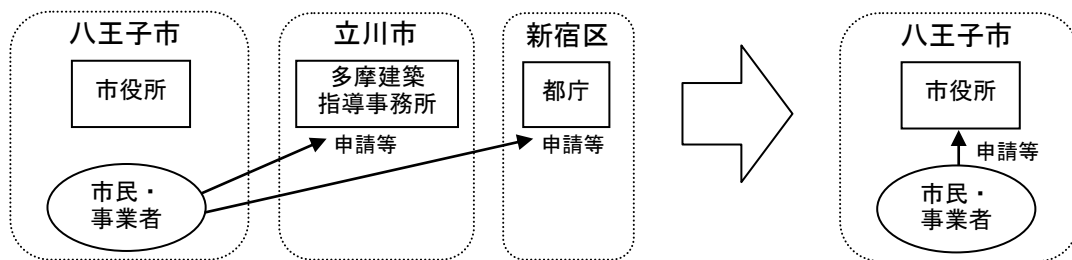
《身体障害者手帳の交付事務》



ウ 利便性の向上

都庁や立川市内の合同庁舎等で対応している東京都の事務について、市が直接の窓口となることから、身近なところで手続きできるようになります。例えば、現在、特別養護老人ホームの認可、開発行為の許可は市外に窓口がありますが、中核市に移行することにより、市に窓口が設置されます。これにより、市民や事業者の利便性が向上します。

《申請等の窓口の変更》



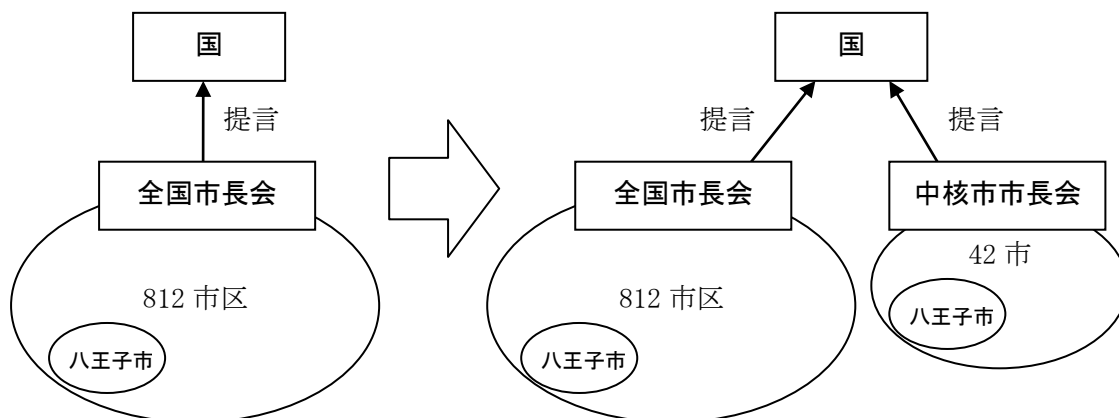
エ 自立した行政運営

中核市に移行すると、多くの事務が移譲され、八王子市の実情を反映したルールづくりを進めていくこととなります。例えば、3ページに示した通り、本市は保健所政令市移行の際に地域住民の要望を取り入れた条例を制定しました。このような取組を中核市移譲権限に限らず様々な分野で行うことで、市民に市のまちづくりに関心を持っていただき、市政への参画を推進します。同時に、市の職員にとっても、自ら考え、決定していく経験を積み重ねることで、政策形成能力の一層の向上を図ります。

オ 政策提言機会の拡大・都市間連携の充実

全国の中核市で設けている中核市市長会では、地方分権に関する中核市共通の課題に対応するため、プロジェクトにより調査・研究を進め、国や関係機関に対して政策提案や意見表明を行っています。また、毎年、総務大臣との懇談会を開催し、中核市が抱える課題について意見交換を行っています。

《政策提言機会の拡大イメージ》



※現在、八王子市は全国の市長及び特別区の区長による「全国市長会」に加入し、全国市長会を通じて国などに対する提言を行っています。
中核市移行後は「中核市市長会」にも加入することで、国などに対する提言の機会がさらに増えます。

さらに、中核市各市は、いずれかの市域において災害が発生した場合に、被災した市の要請にこたえて、被害を受けていない市が応援協力するために災害相互応援協定を締結しています。万一、災害が発生した場合には、この協定に基づき、他の中核市から食糧・飲料水・生活必需物資の提供や、職員の派遣等を受けることができます。

4 本市のこれまでの取組

改めて中核市移行を目指すこととした本市では、平成24年4月に中核市移行について担当する部署として都市戦略室を、5月には副市長及び部長による「八王子市中核市移行準備会議」を設置し、本格的に準備を開始しました。

(1) 東京都との協議

ア 協議会の設置（平成24年8月）

本市の中核市移行の円滑な推進を図るため、平成24年8月に「八王子市中核市移行に関する都・市協議会」を設置しました。

イ 協議の内容と経過

第1回協議会（平成24年8月）

協議会で協議していく事項と中核市移行により移譲される事務の項目について確認しました。

《主な協議事項》

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 法定等に基づき移譲する事務について② 法令等に基づき移譲する事務に関連する、都単独事務・都補助金の取扱いについて③ 事務の引継、職員の研修及び派遣について |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第2回協議会（平成24年12月）

市から法定移譲事務に係る市の行財政への影響について、市が費用を負担することになる金額を24.1億円、それに対する交付税措置（基準財政需要額の増加）額を37.3億円と報告しました。

また、都からは中核市に対し取扱いを見直す予定の都単独事務・補助金のうち都単独事務・都個別補助金の案が示されました。都が取り扱いを見直す予定の福祉保健区市町村包括補助事業と子育て推進交付金は、次回の協議会で示すとの説明がありました。

第3回協議会（平成25年2月）

都が中核市に対し取扱いを見直す予定の都単独事務・都個別補助金を精査したうえで再提案し、さらに、取扱いを見直す予定の福祉保健区市町村包括補助事業、子育て推進交付金が初めて市に示されました。

第4回協議会（平成25年3月）

市で第3回協議会で示された補助金の見直し案を検討した結果、内容が了解できるものであったことから、本協議会において、都単独事務・都補助金の取扱いについては、都と概ね合意しました。

第5回協議会（平成25年7月）

平成27年4月に中核市へ移行することを目指して総務省と事前調整を行うことで都と市の双方が了解しました。また、円滑な事務引継のために必要な市職員の都への派遣研修について、協議を始めました。

《都と市の確認内容》

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ① 法定移譲事務の項目数 | 1,153項目(25年3月26日現在) |
| ② 中核市に対し取扱いを見直す都単独事務・都補助金の項目数 | 49項目 |

(2) 総務省との事前調整

国では、総務大臣への中核市指定申出に先立ち、中核市への円滑な移行に向けて必要な準備について確認するため、中核市を目指す市と都道府県に対し事前調整を行っています。本市においても、平成25年8月に総務省との事前調整を行いました。

事前調整にあたっては、あらかじめ移譲事務の概要や移行に伴う人員体制・財政影響額などをまとめた「中核市移行準備調査票」を作成しました。これは、都と市が共同で作成する共同作成分と、都・市それぞれが作成する調査票があり、これに基づきヒアリングが行われました。

本市と都に対するヒアリングでは、市民や議会の反応や都との協議内容のほか、平成27年4月を移行時期としたときのスケジュールや、今後の人員体制についての質疑がありました。

(3) 中核市移行調査特別委員会

八王子市議会では、中核市移行に関する調査研究を行うため、平成24年10月に「中核市移行調査特別委員会」が設置されました。特別委員会はこれまでに6回開催され、中核市移行の考え方、移譲事務の内容、都との協議会の状況などについて活発な質疑が行われました。

また、委員から市に対しては「移譲される事務権限の独自活用の検討」、「専門性を持った職員の確保」、「人員体制の整備」、「積極的な市民周知」など多くの意見が寄せられました。

(4) 庁内の取組

ア 庁内会議

中核市指定に向けた準備を庁内横断的に進めるため、「八王子市中核市移行準備会議」を設置し、移行に伴う課題や都との協議内容について検討しています。さらに、実務的な内容を検討するため、課長等による会議も開催しています。

イ 職員の意識啓発

中核市移行の効果を最大限に発揮するためには、市職員のさらなるレベルアップが欠かせません。そこで、移行とその後のまちづくりに向け様々な意識啓発を行っています。

(ア) 職員研修

平成24年8～9月に管理職を含む1,000人を超える職員に研修を行いました。

また、平成25年4月には、新規採用職員と昇任者を対象にした研修も行い、年齢や職層を問わない意識の向上に努めています。

(イ) 庁内報の発行

中核市移行に向けた動きなどの最新情報を共有するため、庁内報「Leading City」を作成し、現在、第16号まで発行しています。

(ウ) 先行自治体への視察

中核市移行に伴い必要な体制、権限活用例、諸課題を調査するため、先行自治体への視察を行っています。視察で得た情報を参考にして、本市の特性に合ったまちづくりを進めるための準備をしています。

《視察先及び視察内容》

(平成25年8月までの実績)

視察先	視 察 内 容
前 橋 市	障害者福祉について
高 崎 市	屋外広告物・介護保険・指導監査・子育て支援・生活保護・高齢者支援・産業廃棄物処理業務・障害者福祉について
川 越 市	開発許可・介護保険・子育て支援・計量業務について
所 沢 市 (特例市)	計量業務について
船 橋 市	高齢者支援業務について
柏 市	産業廃棄物処理業務について
相模原市 (指定都市)	開発許可について
横須賀市	高齢者支援業務について

(5) 市民への周知

中核市へ移行し、地域の特性に合ったまちづくりを実現するためには、市民の中核市に対する理解が必要です。このため、多くの方々に中核市制度の概要や移行の意義を知っていただき、中核市に移行した八王子の姿を身近に感じていただけるよう、様々な周知活動に努めています。

《周知活動内容》

(平成 25 年 8 月までの実績)

項 目	内 容
団体への説明	各種団体総会や定例会などで移行の概要を説明 実施回数：23 回 参加者数：902 人
広 報 掲 載	「中核市移行へ向けた準備を開始」記事を掲載（平成 24 年 6 月 15 日号） 「中核市・八王子を目指して」特集号を発行（平成 24 年 12 月 1 日号） 「中核市講演会」のお知らせを掲載（平成 25 年 1 月 15 日号） 「中核市」の PR 文を毎月 1 日号に掲載（平成 25 年 2 月 1 日号～）
周知動画作成	移行の概要について約 2 分の動画を作成し、市ホームページ・八王子テレビメディアなどで放映
パネル展開催	平成 25 年 4 月から市民部事務所や市民センターなどで実施
市長と語る	平成 24 年度（6 回実施） 参加者数：713 人 平成 25 年度（6 回実施） 参加者数：606 人
講演会開催	「豊かな市民サービスを実現するために～中核市で描こう八王子の未来」 開催日：平成 25 年 2 月 6 日 講師：石原信雄氏（元内閣官房副長官・地方自治研究機構会長） 参加者数：227 人

5 本市の今後の取組

(1) 条例の整備

中核市に移行すると、法律の委任により多くの条例制定が必要となります。

例えば、児童福祉施設や障害者支援施設など、施設の設備及び運営の基準については、条例により、地域の実情に応じて基準を定めることが可能になります。既に条例化している先行自治体では、施設の面積基準の緩和、施設に配置する職員の増員などの様々な工夫がなされています。本市においても条例を制定する際には、パブリックコメント手続や審議会等を通じて、市民の声を反映していきます。

《中核市移行により整備が必要となる主な条例》

分野	名称	概要	区分
民生	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める。	制定
	障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める。	制定
	保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例	保護施設の設備及び運営に関する基準を定める。	制定
	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例	特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める。	制定
	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を定める。	制定
保健衛生	動物の愛護及び管理に関する条例	動物の愛護及び管理に関し必要な事項を定める。	制定
環境	廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例	産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定める。	改正
都市計画 ・建設	屋外広告物条例	屋外広告物及び屋外広告業について、必要な事項を定める。	制定
	都市計画法に規定する開発許可等の基準に関する条例	開発行為の許可に関する基準を定める。	制定

(2) 審議会等の設置

中核市への移行により、これまで法令や条例に基づき都が設置していた審議会等を新たに市が設置します。市が審議会を設置することで、地域の実態に即した調査、審議等が可能となります。

本市では次の審議会等の設置を予定しています。

《中核市移行により設置が必要となる審議会等》

名 称	概 要
児童福祉審議会	児童福祉に関する事項を調査審議する。
社会福祉審議会	社会福祉に関する事項を調査審議する。
小児慢性特定疾患対策協議会	小児慢性特定疾患治療研究事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要な事項を協議する。
動物愛護推進協議会	動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議する。
母子保健運営協議会	母子保健施策の充実・強化及びこれら施策の総合的な推進を図るため、母子保健に関する基本的事項について協議する。
廃棄物処理施設専門委員会	廃棄物処理施設の設置許可、変更許可その他廃棄物の処理に関し、専門的な事項についての意見聴取及び調査を行う。
景観審議会	良好な景観の形成を推進するため、屋外広告物に関する事項を調査審議する。(既に本市では八王子市景観条例に基づき八王子市景観審議会が設置されており、所掌事項として屋外広告物に関するものを加える。)
開発審査会	開発行為の許可等の処分等に不服がある者からの審査請求に対する裁決を行う。

(3) 円滑な引継ぎにむけて

ア 人員体制

介護や子育て等の事業者の監督事務や産業廃棄物事務といった新たな事務に対応するため、職員の採用等により人員を確保します。

中核市移行に伴う人員体制については、65 人程度の増員が必要と見込んでいます。

また、都職員の市への派遣についても都に要望していきます。

イ 職員研修

移譲される事務を滞りなく遂行するためには、職員の知識や能力を高めていく必要があります。本市では、産業廃棄物処理施設の設置許可など専門性の高い事務の引継ぎを円滑に行うため、都へ 42 人の職員を派遣し、事務処理方法を学ぶ予定です。

さらに、本市の実情に合ったより質の高いサービスを実現するため、職員のスキルアップや意識向上につながる研修を実施していきます。

ウ 東京都との連携

今後見込まれている制度や法改正に対しては、その都度都と市の間で役割分担を確認・決定していきます。また、先行自治体が移行時に抱えた課題については、本市の状況を見極め、対応が必要なものについては都と協議し、解決を図っていきます。

一方、市域を超えた広域的な対応が必要な事項については、引き続き都と連携し、施策展開を行っていきます。

(4) 今後の手続

今後、平成 27 年 4 月の中核市移行に向けて、以下の手続を予定しています。

《スケジュール》

年 月	内 容
平成 25 年 9 月	市議会において中核市指定に係る申出の議案を議決
	都知事へ中核市指定に係る申出に対する同意を申入れ
12 月以降	都議会において中核市指定の申出の同意の議案を議決
平成 26 年 2 月頃	総務大臣に対し中核市指定を申出
4～6 月	中核市指定の閣議決定、政令公布
平成 27 年 3 月	都と市において事務引継書の調印
4 月	中核市移行

八王子市の中核市移行に関する取組

編集：都市戦略部 自治推進課

発行：平成 25 年 9 月